

主 張 整 理 表

被告名	立場	原告らの主張	各被告に対する主張	被告らの主張	各被告の主張
		トータルネットの本件システム開発・販売の違法性		トータルネットの本件システム開発・販売の違法性について （ただし、二瓶忠雄、川端伯彦、コモスジャパン、ダイシン及びウィンテックについては主張なし）	
Y 1	トータルネットの取締役役 （代表取締役役）	1 トータルネットは、販売代理店とともに、クレジット・リース会社を通して、原告らに対し、テレビ受信機・映像ソフト・文字放送受信表示器機等と、文字放送受信権・広告放映料受領権等を組み合わせた総合システムである本件システムを、広告放映料により、本件システムの購入負担金が将来的に還元されることをうたって、本件システムを販売した。 原告らは、広告放映料による還元により、原告らに経済的負担がないと説明されたからこそ、本件システムを購入したものである。 しかし、実際には本件システム販売は当初より破綻必至のものであり、広告放映料によって購入負担金が将来的に還元されるというのは虚偽であって、トータルネットは、当初より、広告放映料の支払を誘因として、本件システムの売り逃げを図っていたものである。 2 このことは、以下の事実により明らかである。 ① ジェイネットは、原告らに対して、広告放映料として、広告放映の有無にかかわらず、一定額を支払うことを原告らに約していたが、その総額は膨大な金額となり、本件機器の設置台数及び売上利益、広告収入等を勘案して、そのような膨大な広告料を支払って経営が成り立つはずがない。 ② 本件システムには、実際には、さくらの無料広告を除いて、有料広告が配信されたことがない。また、仮に実体のある広告主がいたとしても、それはごくわずかなものでしかない。 本件システム販売数が増えるごとに、広告放映料の支払が増加していくのであるから、広告収入もこれに伴って増えていかなければならないところ、ジェイネット（これと実質的に一体のトータルネット）はそうできていない。 ③ 本件システムは全く広告実績のないところから販売が開始されているのであって、有料広告獲得の見込みを慎重に検討しなければならぬものであったのに、トータルネットは有料広告を獲得する組織、人員及び手順を全く備えていなかった。	左記のとおり、トータルネットの本件システム開発・販売は違法なものであって、Y 1 は、そのような違法な商法を代表取締役又は取締役として率先して行ったものであって、不法行為責任又は商法266条の3による損害賠償責任を負う。 原告らが被った損害は、原告らがクレジット・リース会社に対して支払ったクレジット・リース料額から原告らが受け取った広告放映料を除いたもの及び弁護士費用である。	トータルネットの本件システム開発・販売は、以下の事実からして、十分見込みのあったものであり、破綻必至のものではなく、詐欺性のあるものではない。 ① トータルネット又はジェイネットが獲得した広告主が実際に存在する。 ② 実際に広告にかかわるマーケティングを専門家に委託等して、広告業務を推進していた事実がある。 ③ 利益率や役員報酬等の数値からして、異常な利益を得ていたことはない。 ④ 広告料の支払について、計算上見込みがないわけではない。 ⑤ 被告大明通産と事業存続のため、営業実施権の譲渡等、交渉が続いていた。 ⑥ トータルネットの本件システム販売が破綻したのは、被告大明通産との営業実施権の譲渡等が成功しなかったこと、クレジット・リース会社が本件システム販売の取引から撤退してしまったこと等の他の理由によるものである。	1 Y 1 に故意過失がないこと Y 1 の保険金の提供等の事実からして、Y 1 には本件システム販売を事業として成立させることをめざしていたものであり、これを詐欺的商法として行う認識はなく、Y 1 には故意過失がない。 2 原告らの負担 原告らには、広告料を得るために、本件システムを広告に適した場所に配置し、これをトータルネット側に報告するなどの義務があったにもかかわらず、これがほとんど果たされていない。 また、原告らは、広告料支払を得るために本件システム設置費用を負担するべきであったのであり、結果として、そのすべてが還元されなくとも、本件システムによる広告事業に携わったリスクは原告らも負うべきものであった。 したがって、トータルネット側から、広告料の支払が完済されなかったからといって、一方的にトータルネット側の責任を追及するのは不当である。 3 左記のとおり、トータルネットのテレテキストビジョンシステム開発・販売には詐欺性はなく、上記事実を併せみるに、代表取締役であるY 1 に責任が発生することはない。
Y 2	トータルネットの取締役	④ 仮に、有料広告獲得への行動があったとしても、全く不十分なものであり、広告収入は集まっていなかった。 ⑤ トータルネットは購入者がクレジット・リース契約を締結することで、その信用を利用して本件機器を買わせ、トータルネットは売上利益を得つつ、結果として広告放映料が支払われない状況に至るとしても、それは購入者が負担するものであるとして行われていたものであり、そのことはトータルネット代表取締役のY 1 の言動等からして明らかである。 3 したがって、トータルネットは、（ジェイネットを通じて、）上記のような広告放映料を支払うことができる状況にはなく、本件システム販売は破綻必至のものであって、広告放映料による還元は虚偽であることが明らかであり、このような本件システムを開発・販売したトータルネットの本件システム開発・販売行為は違法なものである。	左記のとおり、トータルネットの本件システム開発・販売は違法なものであって、左記被告らは、取締役として、そのような違法性を認識しながら、代表取締役被告山口による経営を是正することなく、本件システム販売を継続したものであるから、不法行為責任又は商法266条の3及び280条による責任を負う。 原告らが被った損害は、原告らがクレジット・リース会社に対して支払ったクレジット・リース料額から原告らが受け取った広告放映料を除いたもの及び弁護士費用である。	本件システム販売についての詐欺性については争うし、Y 3 はジェイネットの代表取締役及びトータルネットの取締役として、本件システム販売に関し、広告獲得のため努力し、その状況改善のため動いていたが、そのためにY 1 と経営方針を巡って対立し、平成12年12月末ころに辞職することになったものであって、Y 3 が本件システム販売に関し、不法行為等の責任を負うことはない。	
Y 3					
Y 4					
Y 5					
大明通産	トータルネットの承継者 （原告らの主張）		被告大明通産は、本件システム販売の違法性を認識しつつ、平成11年11月1日から本件システム販売事業に参加し、本件システムの50～100％近くを出荷するなど深く関与し、平成13年6月27日には、本件システムの営業実施権の譲渡を受け、すべての役務を承継した。これにより、被告大明通産は、トータルネットが原告らに対して負うオリジナルDVDソフト等商品提供義務、文字ニュース配信、広告配信等の役務提供義務、広告放映料支払債務を承継した（重疊的債務引受け）。 にもかかわらず、被告大明通産は平成14年4月ごろ、当該事業の引継を否定し、これにより文字放送も停止し、本件システムは破綻し、原告らは広告料の支払を受けることができなくなった。 そのような被告大明通産の行為は不法行為又は債務不履行に当たる。 そして、原告らが被った損害は、原告らがクレジット・リース会社に対して支払ったクレジット・リース料額から原告らが受け取った広告放映料を除いたもの及び弁護士費用である。		1 被告大明通産は、本件システムにつき、販売代理店としての販売を行ったものの、トータルネットと共同事業としてこれを行ったわけではない。 2 また、被告大明通産は、トータルネットから、本件システム営業実施権を承継したことはない。 被告大明通産とトータルネット間の署名がある文字放送に関する協定書（本件協定書）があるが、これは被告大明通産の業務として行ったのではなく、取締役のAが被告大明通産の社内決済を受けることなく無断で行った無権代理行為である。 仮に被告大明通産が本件協定書による表見責任を負うとしても、本件協定書には、①トータルネットが、被告大明通産に対して、テレテキストビジョンの販売実施権及び企画開発を譲渡した旨の記載があるのみで、営業実施権の譲渡がされたものとはなっておらず、②トータルネットは、被告大明通産に譲渡したと同様の販売実施権を他にも譲渡できる旨の規定がある一方、被告大明通産はこれを第三者に譲渡することができないと規定されており、③被告大明通産はトータルネットに対してロイヤルティーを支払うとの規定はなく、被告大明通産がトータルネットに対してロイヤルティを支払うとの規定があることからすれば、被告大明通産がテレテキストビジョンを独占的に販売できる権利等、原告らの主張する独占使用権の譲渡を受けていないことは明らかである。 また、そもそも、広告料を支払う義務のあったのは、ジェイネットであって、トータルネットではなく、被告大明通産に広告料支払の義務が承継されることはあり得ない。 3 したがって、被告大明通産が原告らに対して債務不履行責任又は不法行為責任を負うことはない。
エコジャパン	トータルネットの販売代理店		左記被告らは、広告放映料でテレテキストビジョン購入の負担がなくなるとの言により、原告らを欺罔してテレテキストビジョンを販売したものであり、そのような左記被告らの行為は不法行為に当たる。 原告らが被った損害は、原告らがクレジット・リース会社に対して支払ったクレジット・リース料額から原告らが受け取った広告放映料を除いたもの及び弁護士費用である。	被告エコジャパンは、トータルネットの広告放映料によりテレテキストビジョンの負担金がなくなるとの言を信じて、テレテキストビジョンを販売したものであり、責任がない。	
ピアワン企画				原告らが欺罔したことはない。	
コモスジャパン				原告が主張するところの販売実績がない。	
東京文字ニュース中央					
ダイシン					
ウィンテック					